

【環境経営レポート】

有限会社 河野組

【対象期間】 令和2年度(2020年度)

2020年4月1日～2021年3月31日



【作成日】2021年 5月 24日

【改定日】2021年 7月 2日



《目次》

I.	環境方針	2P
II.	組織概要	3P
III.	事業活動	5P
IV.	実施体制	9P
V.	環境目標及び実績	10P
VI.	主な環境活動計画と取組結果及び次年度の取組内容	12P
VII.	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結並びに違反・訴訟等の有無	14P
VIII.	代表者による全体評価と見直しの結果	14P



I.環境経営方針

- 当社は、産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業において、適正処理とリサイクル推進に積極的に取り組み、環境負荷の削減に努めます。
 - 産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業を通じて、環境目標・活動計画を定め、継続的な改善に努めます。
 - 当社従業員に対し環境保全に関する理解と意識の向上を図ります。
1. 二酸化炭素排出量の削減を推進（電力、燃料）
 2. 節水に取り組み、水使用量の削減を推進
 3. 廃棄物分別化を推進し、中間処理後の再生化（リサイクル）率の向上を図る
 4. 収集運搬サービスの品質維持
 5. 環境関係法規及び条例等を遵守

【制定日】平成 27 年 9 月 1 日

【改定日】令和 3 年 7 月 2 日

有限会社 河野組

代表取締役社長 河野 勝二

II. 組織概要

1. 名称及び代表者名

有限会社 河野組 代表取締役 河野 勝二

2. 創業年

昭和 50 年

3. 法人設立

平成 4 年 10 月 22 日

4. 認証登録の対象

以下の全組織・全活動を対象範囲とする

- (1) 本社・処理工場: 岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地
- (2) 倉庫: 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10

5. 環境管理責任者氏名及び連絡先

代表取締役 河野 勝二 TEL:0585-32-3746/FAX:0585-32-3432

6. 事業内容

- (1) 産業廃棄物収集運搬業(石綿含有産業廃棄物含む)
- (2) 産業廃棄物中間処理業(選別・破碎・焼却)
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業(医療廃棄物)

7. 事業規模

- (1) 資本金 300 万円
- (2) 売上高 (2019 年 8 月～2020 年 7 月) 171,500 千円 ※弊社事業年度に準ずる
- (3) 年間処分量 (2020 年 4 月～2021 年 3 月) ※県への実績報告年度に準ずる

収集運搬量(産業廃棄物)	5,264 t
収集運搬量(特別管理産業廃棄物)	16 t
中間処理量	5,106 t

- (4) 従業員数 17 名 (2021 年 3 月 31 日現在) ※役員 3 名除く
- (5) 延べ床面積

本社	処理施設①(焼却・破碎)	処理施設②(積替え保管施設)
320 m ²	935 m ²	592 m ²

8. 事業年度

8 月 1 日～7 月 31 日



9. 沿革

- | | | | | | | |
|------|----|-----|-----|------------------|-----------------|-------------------|
| (1) | 昭和 | 50年 | 4月 | 総合建設の清掃片付業 | 「河野組」設立 | |
| (2) | 平成 | 4年 | 10月 | 社名を「有限会社 河野組」に変更 | | |
| (3) | 平成 | 5年 | 1月 | 岐阜県 | 産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (4) | 平成 | 5年 | 5月 | 岐阜県 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (5) | 平成 | 6年 | 5月 | 岐阜県 | 産業廃棄物処分業 | 許可取得 |
| (6) | 平成 | 7年 | 10月 | 愛知県 | 産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (7) | 平成 | 7年 | 10月 | 三重県 | 産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (8) | 平成 | 15年 | 11月 | 廃棄物再生事業者登録 | 廃対第425号 登録番号37号 | 認定 |
| (9) | 平成 | 17年 | 10月 | 三重県 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (10) | 平成 | 18年 | 2月 | 滋賀県 | 産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (11) | 平成 | 23年 | 3月 | 大阪府 | 産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (12) | 平成 | 23年 | 3月 | 大阪府 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 許可取得 |
| (13) | 平成 | 28年 | 6月 | エコアクション 21 | 認証・登録 | |
| (14) | 平成 | 29年 | 4月 | 岐阜県 | 産業廃棄物収集運搬業 | 優良産廃処理業者認定制度 許可取得 |
| (15) | 平成 | 29年 | 4月 | 岐阜県 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 優良産廃処理業者認定制度 許可取得 |
| (16) | 平成 | 29年 | 6月 | 岐阜県 | 産業廃棄物処分業 | 優良産廃処理業者認定制度 許可取得 |

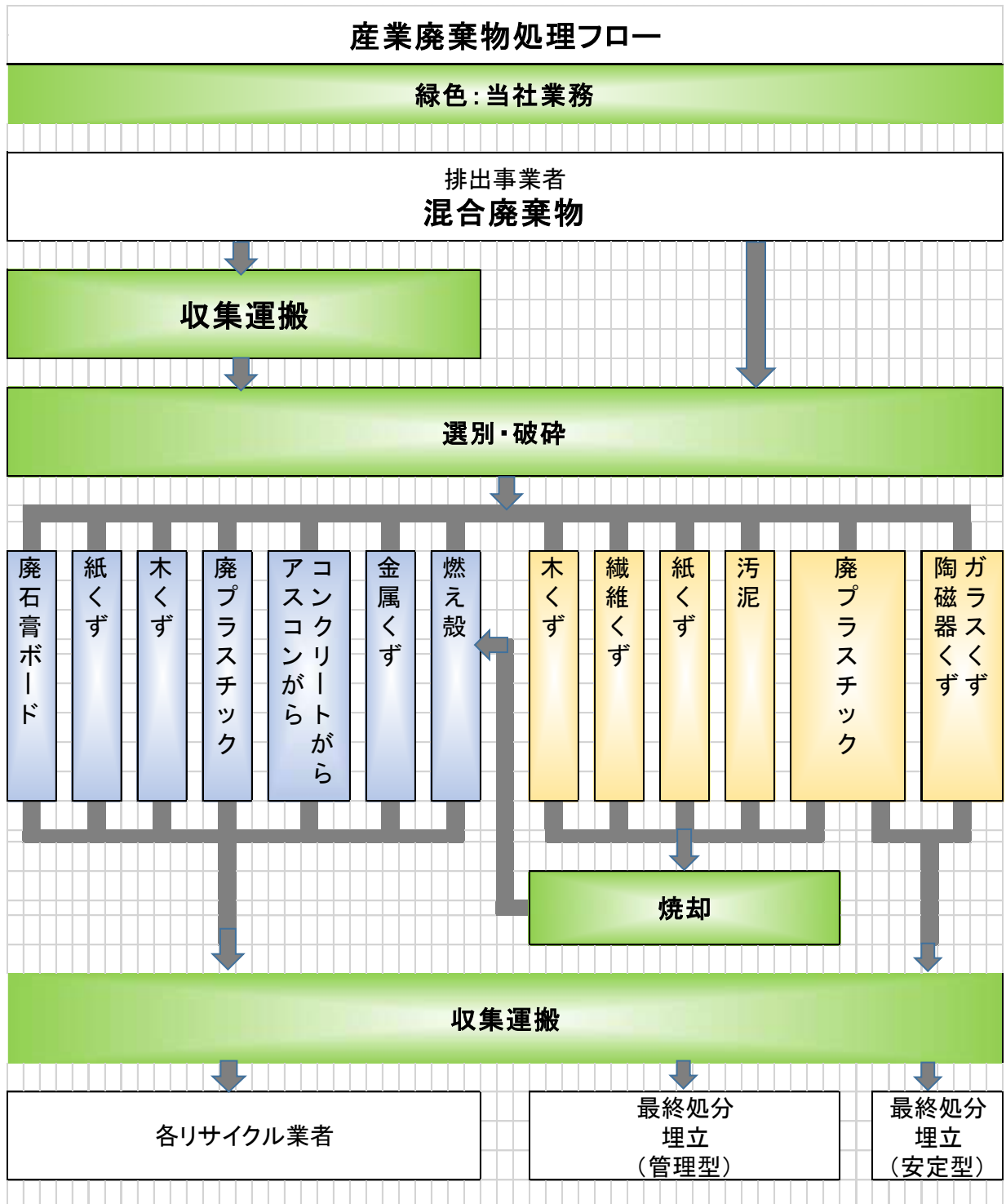
優良産廃事業者 です

**建設産業廃棄物の
収集運搬、中間処理・処分は
安心して当社にお任せください**



Ⅲ 事業活動

1. 産業廃棄物処理フロー図



2. 収集運搬業

(1) 産業廃棄物

事業	産業廃棄物の種類	備考
積替え・保管 を除く	燃え殻、汚泥、ゴムくず 以上 3 種類	左記 3 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。また、水銀含有ばいじん等を含む。
積替え・保管 を含む*	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類 以上 7 種類	左記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

* 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(ア) 所在地: 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10

(イ) 保管面積: 18m²

(ウ) 保管上限: 20m³

(エ) 高さ: 1.50 m

(2) 特別管理産業廃棄物

	産業廃棄物の種類
積替え、保管を除く	腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等 以上 3 種類
積替え、保管を含む	該当なし

(3) 保有車両

車両	台数
キャブオーバー	2
脱着装置付コンテナ専用車	5
ダンプ	1
冷蔵冷凍庫車	1
バン	1

3. 処分業

(1) 事業の範囲

事業	産業廃棄物の種類	備考
中間処理 (焼却)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上 5 種類	左記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
中間処理 (破碎・選別)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類 以上 7 種類	左記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
中間処理 (破碎)	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類 以上 5 種類	左記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 施設

種類	焼却施設	破碎・選別施設	破碎施設
設置場所	岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10	岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地
設置年月日	平成 6 年 5 月 11 日	平成 13 年 6 月 21 日	平成 16 年 4 月 30 日
許可年月日	平成 6 年 1 月 19 日		
許可番号	岐阜県指令環整第 25 号の 14		
届出 右記の法・ 条令に従い 届出済	大気汚染防止法 ダイオキシン特措法 揖斐郡消防組合火災予防条例	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(小規模産業廃棄物処理施設)	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(小規模産業廃棄物処理施設)
処理能力	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 2.8t/日(0.35t/時間) 以上 5 種類	・廃プラスチック類 4.24t/日(0.53t/時間) ・紙くず 2.4t/日(0.3t/時間) ・木くず 4.24t/日(0.53t/時間) ・繊維くず 1.68t/日(0.21t/時間) ・金属くず 1.56t/日(0.195t/時間) ・ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず 2.3t/日(0.288t/時間) ・がれき類 1.06t/日(0.288t/時間) 以上 7 種類	・廃プラスチック類 2.952t/日(0.369t/時間) ・木くず 4.424t/日(0.553t/時間) ・金属くず 4.184t/日(0.523t/時間) ・ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず 4.424t/日(0.553t/時間) ・がれき類 4.184t/日(0.523t/時間) 以上 5 種類
備考	上記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。	上記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	上記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 処分方法

廃棄物の品目	処分方法	契約他社最終処分方法
木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、汚泥	選別・破碎・焼却	リサイクル、燃えがら 管理型埋立
廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず	選別・破碎	安定型埋立
金属くず、がれき類	選別・破碎	リサイクル

4. 許可内容

自治体名	事業概要	許可番号	許可年月日/ 許可有効年月日
岐阜県(優)	産業廃棄物処分業	第 02121001383 号	平成 29 年 6 月 13 日 平成 36 年 6 月 12 日
岐阜県(優)	産業廃棄物収集運搬業	第 02111001383 号	平成 29 年 4 月 25 日 平成 36 年 4 月 24 日
岐阜県(優)	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 02151001383 号	平成 29 年 4 月 25 日 平成 36 年 4 月 24 日
愛知県	産業廃棄物収集運搬業	第 02300001383 号	令和 2 年 10 月 2 日 令和 7 年 10 月 1 日
三重県	産業廃棄物収集運搬業	第 02400001383 号	令和 2 年 11 月 16 日 令和 7 年 10 月 18 日
三重県	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 02450001383 号	令和 3 年 1 月 5 日 令和 7 年 10 月 5 日
滋賀県	産業廃棄物収集運搬業	第 02501001383 号	令和 3 年 2 月 23 日 令和 8 年 2 月 22 日
大阪府	産業廃棄物収集運搬業	第 02700001383 号	令和 3 年 3 月 30 日 令和 8 年 3 月 29 日
大阪府	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 02750001383 号	令和 3 年 3 月 30 日 令和 8 年 3 月 29 日



IV. 実施体制



V. 環境目標及び実績

1. 中期目標の設定 削減:基準年度から1%/年 向上:基準年度から1%/年
- ① 売上高並びに環境負荷の集計年度(8月～7月)を、収集運搬・処理量の集計年度(4月～3月)に合わせた。
 - ② 年度の変更に伴い、基準年度の見直しを行い、新たに中期目標を設定した。
 - ③ 基準値は、測定開始から3年間(2015～2017年度)の平均値とした。
 - ④ 地下水は産業廃棄物の分別処理における粉塵飛散防止のための散水及び焼却炉のスクラバーに使用している。2016年度から地下水使用量の計量を開始したが、いずれも環境保全上欠かせないものであるため、削減目標は設定せず、基準年度同等を目安に管理することにした。
 - ⑤ 化学物質(苛性ソーダ、PAC)についても焼却炉の中和剤として業務上欠かせないものであるため、削減目標は設定せず、環境関連法規遵守として管理することにした。
 - ⑥ 中間処理後の産業廃棄物について、新たに管理項目に加え、管理指標は再生化率の向上とした。

項目	単位	基準値	目標				
		2015～2017年度 3年間平均値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
総二酸化炭素排出量	kg-CO2	130,422	129,118	127,814	126,509	125,205	
電力	電気	kWh	63,997	63,357	62,717	62,077	61,437
	二酸化炭素	kg-CO2	32,830	32,502	32,173	31,845	31,517
燃料	ガソリン	ℓ	476	471	466	462	457
	軽油	ℓ	36,276	35,913	35,551	35,188	34,825
	二酸化炭素	Kg-CO2	96,306	95,343	94,380	93,417	92,454
	灯油	ℓ	516	511	506	501	495
	二酸化炭素	Kg-CO2	1,286	1,273	1,260	1,247	1,235
水	水道水	m ³	204	202	200	198	196
	地下水	m ³	2,462	基準年度同等	基準年度同等	基準年度同等	基準年度同等
の中間 再生化 率後	最終処分	t	666	-	-	-	-
	再資源化等	t	1,291	-	-	-	-
	合計	t	1,956	-	-	-	-
	再生化率	%	66%	67%	68%	69%	70%
品質 維持	・エコドライブ(急発進急加速をしない、急ブレーキをしない、アイドリングストップ等)						
	・マニフェスト・運搬伝票による適切な記録・管理						
	・収集運搬先担当者とのコミュニケーション(指示に従う、意見交換する等)						
その他	・環境関連法規及び条例等の遵守						
	・従業員の環境保全に関する理解と意識の向上						

2. 対象期間(2020年4月～2021年3月)の目標及び実績と評価

- ・基準値は、測定開始から3年間(2015～2017年度)の平均値とした。
- ・業務量(廃棄物量)が増えた為、各使用量及び二酸化炭素量も増え、目標達成には至らなかった。
- ・二酸化炭素排出量と廃棄物量がおおむね連動している(「3.主な環境負荷の過去5年間の実績」参照)
- ・収集運搬サービスの品質維持:運転手とのほうれんそう(報告連絡相談)を心掛けた。外部からの苦情なし。
- ・環境関連法規及び条例等の遵守:焼却炉・破砕機・化学物質等の適正管理、車両や重機の点検等、遵守できた。違反等の指摘なし。
- ・環境保全に対する理解と意識の向上:従業員個々にばらつきがあるように見受けられるので、全員の意識が慣例化するよう今後も指導していきたい

項目	単位	基準値	2020年度		評価	
		2015～2017年度 3年間平均値	目標	実績		
総二酸化炭素排出量	kg-CO2	130,422	127,814	164,943	×	
電力	電気	kWh	63,997	62,717	87,663	×
	二酸化炭素(※)	kg-CO2	32,830	32,173	46,606	
燃料	ガソリン	ℓ	476	466	731	×
	軽油	ℓ	36,276	35,551	45,009	×
	二酸化炭素(※)	Kg-CO2	96,306	94,380	117,819	×
	灯油	ℓ	516	506	208	○
	二酸化炭素(※)	Kg-CO2	1,286	1,260	518	○
水	水道水	m ³	204	200	259	×
	地下水	m ³	2,462	2,462	3,877	×
産業廃棄物中間処理後の再生化率	%	66%	67%	69%	○	
収集運搬サービスの品質維持	-	-	-	-	○	
環境関連法規及び条例等の遵守	-	-	-	-	○	
環境保全に関する理解と意識の向上	-	-	-	-	△	

※電力排出係数(基準値:0.513)(2020年度:高圧0.533、低圧・従量灯0.426)

○:目標達成 ×:目標未達

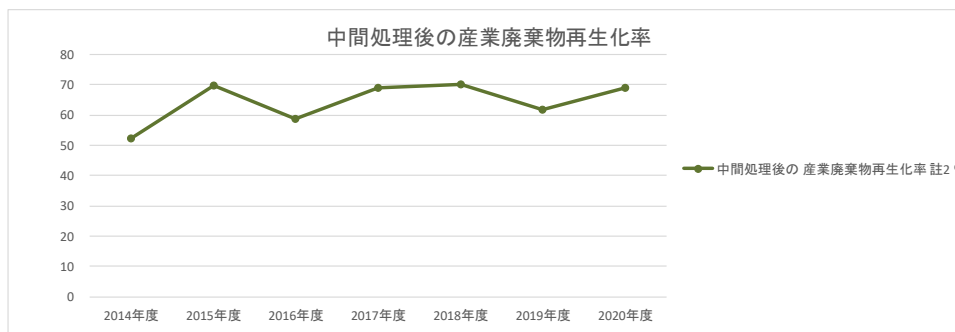
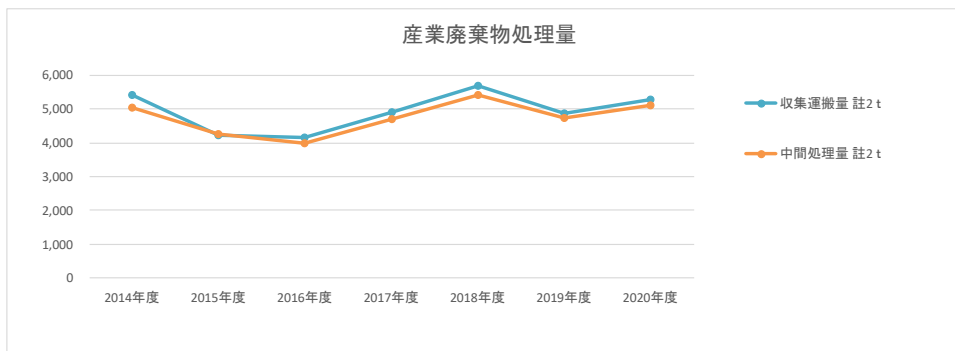
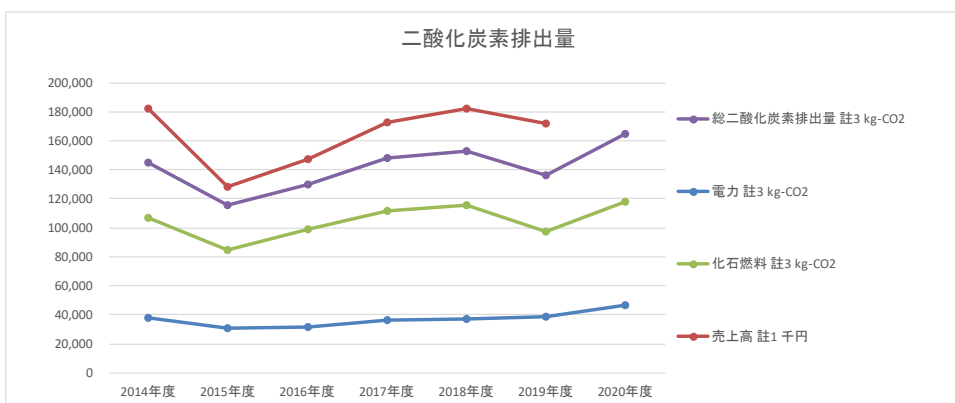
※燃料排出係数(基準値:GS2.32、軽油2.62、灯油2.49)(2019年度:GS2.32、軽油2.58、灯油2.49)

3. 主な環境負荷の過去実績

総二酸化炭素排出量は、ほぼ売上高に連動して増減している。
 化石燃料は、軽油、ガソリン、灯油で構成され、ほとんどが収集運搬のために使用する軽油である。
 即ち、総二酸化炭素排出量増減の主な要因は、軽油使用量で、この削減が今後の主な課題である。

項目		単位	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
総二酸化炭素排出量	註3	kg-CO2	145,071	115,507	130,262	147,769	152,710	136,481	164,949	
電力	註3	kg-CO2	38,053	30,917	31,582	36,065	37,120	38,939	46,612	
化石燃料	註3	kg-CO2	107,014	84,590	98,679	111,704	115,590	97,542	118,337	
売上高	註1	千円	182,000	128,000	147,000	173,000	182,000	171,500		
収集運搬量	註2	t	5,395	4,233	4,140	4,916	5,684	4,853	5,281	
中間処理量	註2	t	5,028	4,260	3,971	4,700	5,402	4,743	5,107	
後中間処理	産廃の処分量	註2	t	3,870	2,142	1,942	1,785	2,234	3,260	3,320
	再資源化量	註2	t	2,029	1,496	1,141	1,234	1,562	2,008	2,283
	産業廃棄物再生化率	註2	%	52	70	59	69	70	62	69

註1: 当社事業年度による集計(8月1日～7月31日)
 註2: 県への実績報告による年度集計(4月1日～3月31日)
 註3: 2017年度までは事業年度集計、2018年度以降は県への実績報告集計



VI. 主な環境活動計画と取組結果及び次年度取組内容

項目		環境目標を達成する為の取組	評価	取組結果	次年度取組内容
電気	高圧	・焼却炉の適正管理・使用	○	・炉内の清掃、点検、修理等、都度必要に応じて対処した。	・左記取組内容を引き続き継続 炉に必要以上の負荷をかけない事が電力削減につながると思うので今後も都度適切に管理・使用していく。
	低圧・従量灯	・空調機の温度設定(夏季26℃/冬季22℃)±1℃	△	・節電シールを貼るなどし、また朝礼や作業時の呼びかけを心がけた。	・左記取組内容を引き続き継続。 また個々の意識の向上にバラつきがあるようなので、全員の意識が慣例化するよう今後も呼びかけを続けたい。
		・不必要照明の消灯、終業帰宅時の電源OFF確認	○	・温度設定は業務に支障のない範囲で極力目標C°に設定した。	
		・OA機器の省エネモード設定	○	・コピー機を最新型に替えた。 が、使用量の削減はできなかった。	
	・省エネ機器への順次移行、予算化	○			
燃料	軽油・GS	・車両(重機)の点検及び整備	○	・遠方や当日発生する案件もある為、ある程度の過走行は仕方がないとしながらも、運転日誌の記入(走行メーターを記録)をし、行程に無駄がないか等見直しを心がけた。が、使用量の削減はできなかった。 ・低燃費車両(1台)の買い替え。	・左記取組内容を引き続き継続。 走行キロ数と使用燃料量を表などにまとめて、より詳細な見直しができるよう可能な範囲で改善していきたい。
		・エコドライブ(急発進・急加速・急ブレーキをしない)	○		
		・アイドリングストップ(収集運搬先での待機中など)	○		
		・走行距離が最短になるように運行管理・計画	△		
	・低燃費車両の導入・予算化	○			
灯油	・焼却炉適正管理・使用	○	・炉内の清掃、点検、修理等、都度必要に応じて対処した。	・左記取組内容を引き続き継続 炉に必要以上の負荷をかけない事が電力削減につながると思うので今後も都度適切に管理・使用していく。	
	・休憩時のみ使用(作業時は消火)	○			
水	上下水共通	・日常的な節水の呼びかけ	○	・節水シールを貼るなどし、また朝礼や作業時の呼びかけを心がけた。が、使用量の削減はできなかった。	・左記取組内容を引き続き継続 環境保全上欠かせないものである為、削減は難しいが状況に応じて都度適切に対応していきたい。
		・漏水のチェック	○		
		・毎月の使用量を計測・記録	○		
産業廃棄物の再生化率の向上	・分別を徹底し、種類に合った処分方法で処理する	○	・従業員に分別徹底を再指導し、受入後の選別作業工程の改善を図った。	・左記取組内容を引き続き継続 交流会等があれば参加し、再生化率を向上させる為の情報を得る事が出来ればと思う。	
	・リサイクル業者の把握、優先利用	○			
産業廃棄物の収集運搬サービスの品質維持	・エコドライブ(急発進・急加速・急ブレーキをしない)及びアイドリングストップ	○	・収集運搬担当者とはうれんそう(報告連絡相談)を心掛け、意識をもたせるようにした。 ・社外からの苦情等もなかった。	・左記取組内容を引き続き継続 個々の偏りをなくし均一な品質維持が出来るよう引き続き指導していきたい。	
	・マニフェスト・運搬伝票による適切な記録・管理	○			
	・取引先担当者とのコミュニケーション(指示に従う、意見交換する等)	○			
その他	・環境関連法規及び条例等の遵守	○	・朝礼時等に連絡事項や注意事項などを周知 ・季節、状況に応じた対策を講じ社員の安全と健康の確保を図るよう心掛けた。 ・業務終了後に会社施設周辺の清掃を行った。毎日やる事を目標としていたが、できない日もあった。	・左記取組内容を引き続き継続 常々「はうれんそう(報告連絡相談)」を心掛け、意見(情報)交換の時間を増やし、より責任感を持って仕事に取り組んでもらえるよう指導したい	
	・従業員の環境保全に関する理解と意識の向上の為の教育	△			

【環境大臣賞受賞】

「令和2年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労者)」として栄えある環境大臣表彰を受賞致しました。

「第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会」において授与される予定でしたが、コロナ禍で中止となった為、岐阜県庁環境生活部長室において伝達式が行われました。



また、(一社)岐阜県産業環境保全協会からも記念品を賜り受賞をお祝いしていただき、当日の様子を協会会報にも掲載していただきました。



今後も環境保全の重要性を認識し、事業活動に伴う環境に対する負荷を低減し、賞に恥じないよう、引き続き環境保全活動に全力で取り組んでいきたいと思っております。

VII. 環境関連法規等の遵守状況の確認 及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	要求事項	遵守状況
廃棄物処理法	産業廃棄物の適正処理全般	○
大気汚染防止法	該当施設(焼却炉)の届出、測定(ばいじん年2回)	○
ダイオキシン類対策特別措置法	該当施設(焼却炉)の届出、測定(ダイオキシン年1回)	○
オフロード法	該当物(重機)の定期検査	○
消防法	該当物(灯油)貯蔵の届出及び適正管理・使用	○
毒物及び劇物取締法	該当物(苛性ソーダ、PAC)の適正管理・使用	○
浄化槽法	保守点検・清掃及び定期検査	○
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例	破砕施設の届出	○
公害防止協定(大野町)	協定内容の遵守、産業廃棄物の適正管理	○
揖斐郡消防組合火災予防条例	該当施設(焼却炉)の届出	○

2. 違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の確認及び評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。
なお、過去3年間に関係当局より違反等の指摘を受けた事はありません

VIII. 代表者による全体評価と見直しの結果

業務量が多かった為、数値上の削減は出来ず目標達成には至らなかった。
数年間の DATA により、二酸化炭素排出量、産業廃棄物量及び売上高はほぼ連動して増減していることが分かってきた (V.環境目標及び実績内グラフ参照)。

目標未達成が続いているので、来年度より数値を原単位で出して増減の詳細を把握し、各項目毎に改めて活動計画をたてる必要があると感じた。

また「SDGs (持続可能な開発目標)」についても考えなければ。各社色々な取組みが広がる中、弊社は何が出来るか、何をすべきか…

